

体の一貫した論証的脈絡と、ニヒリスト・コーヘレスの検討(第二章)との論理的結び付きを、より明示的に説明すべきである、という点であろう。さらにまた、論述中に頻出する論議の繰り返しを避けるための工夫が、なされてしかるべきである、という点にもあろう。だがそれらは、ともに些細な欠陥に過ぎない。

本書が旧約研究にもたらした新たな寄与は、多大であり、それらの中には革新的意味をもつと評価しうるものも少なくない。しかし、本書の優れた価値は、決して旧約研究者の世界だけにとどまるものではない。本書は、その古典文献学的・解釈学的方法の厳密性、および学問的立場の徹底した公開性によって、広く人文科学一般の領域に対しても大きな意義を有している、ということが出来る。

法学博士杉原高嶺氏の『国際司法裁判 制度』に対する授賞審査要旨

杉原氏が一九六九年にはじめて発表した論文「国際司法裁判所における *forum prorogatum* の原則——その成立の経緯と意義をめぐって——」は、これまでわが国において余り注目されていなかったこの問題に関し、先例その他の資料を綿密に分析し考察したすぐれた論文であって、学界で注目された。同氏はその後も国際裁判に関するすぐれた研究論文を次々に発表するとともに、一九八八年以来、国際司法裁判所の判例研究を国際法外交雑誌に連載し、今日わが国における国際裁判研究の第一人者と目されるに至っている。本書はそうした長年におよぶ国際裁判研究をいわば集大成したものである、ということが出来る。

著者はまず国際裁判の歴史から説き起こし、国際司法裁判所の創設、裁判所の構成、裁判の当事者、裁判管轄権、選択条項、訴訟手続、先決的抗弁、仮保全措置、訴訟参加、判決の解釈と再審、勧告的意見など、国際司法裁判制度にかかわる重要な問題の全貌を詳細かつ的確に論じている。本書が国際司法裁判所という国際法上最も

枢要な機関の一つを考察の対象としているだけに、ときに制度を概観しているとみられるところがないでもないが、本書は単なる制度の概要を紹介した概説書ではなく、豊富な註とあいまって、制度の解釈と適用に関する法理的妥当性を綿密に追求し、総合的に体系化したものであって、国際司法裁判制度の学問的な研究書としてはわが国において卓越したものであり、この分野におけるこれまでのわが国の研究の空白を埋める先駆的業績として顕著な意義を有するものといえることができる。

本書の内容についてまず注目されるのは、その考察内容や見解に豊かな獨創性が見られることである。特に、これまで学説上では十分に論議されず裁判実務ではじめて問題となった重要な諸問題を数多く掘り起こし、それについて著者自身の深い洞察と位置づけを行っている。二、三例示すると、まず仮保全措置においては、従来はその緊急性の要請が重視されたため、申請国が保全されるべき実体的権利をもつことの立証は特に問題とはされなかったが、近年の事例でこれが争われたことから、それを仮保全措置の要件と認めるべきか否かについて、本書では消極的な結論をとりながら、これに関する精緻な議論を展開している（「実体的権利の合理的見込論」）。

また、選択条項に付される自己判断留保については、これまで、この留保がひとたび援用されたときは自動的に裁判管轄権を消滅さ

せ裁判所の判断権を排除するものとして、同留保の有効性が疑問視されてきたが、本書では、この留保の援用には合理的な限界があり、最終的には裁判所の判断に服さなければならないとして、本留保の自動的性格を否定しつつ、裁判所規程との明白な抵触を避ける見解を提示している（「自己判断留保の合理的限界論」）。さらにまた、訴訟参加（裁判所規程第六二条の参加）の問題では、これまで裁判所自身がその態度を明確にしていなかったことを指摘したうえで、幾人かの裁判官が主張する請求提起型の参加（拡大参加論）はさまざまな困難な問題を引き起こす恐れがあるとし、むしろ意見陳述型の参加（限定参加論）に限るのが訴訟制度全体との整合性をもつとする。そのほか、本書では、特別裁判部の設置方法の問題、選択条項の法構造、最終申立の機能と意義、先決的抗弁の本案への併合制度の廃止問題、仮保全権限と本案管轄権の相関性、少数意見制の意義、勧告的意見における国連行政裁判所判決の審査制度の問題点など、具体的な事件との関係で問題となったさまざまな論点についての示唆に富む考察を展開し、国際司法裁判の制度全体を深く掘り下げている。

このような成果を達成するために本書がとった方法論上の特色としては、特に次の二点を指摘することができる。

第一は、具体的裁判例（判例）の検討を重要視したことである。

各論点の考察を展開する過程で、関連する裁判例をその不可欠の検証材料として入念に分析しており、常設国際司法裁判所から現裁判所にかけての膨大な判例がそれぞれの論点ごとに丹念に検討されている。また、判決の理解に必要なときは、当事国の訴答書面も広く検討している。

次に注目されるのは、判例の分析とともに、その主題に関する裁判官の少数意見や内外の学説を広く検討していることである。国際司法裁判所の判決には多くの少数意見が付されるのが通例であって、その中には、時には論文ともいえる長文のものがあり、当該裁判の核心的問題を説明するうえで重要な要素となっていることが少なくない。本書では、これらの少数意見を広く検討することによって、異なる立場をとる見解にも十分な考慮が払われている。

このような緻密な実証的方法をとることによって、本書の考察は偏りのない客観性と説得性を有するものになっている。なお、複雑な国際関係のなかで国際司法裁判所が法と正義の実現のためにどのような役割を果たすことができるか、そこに司法機関としてどのような限界があるかなどへの立ち入った論及が期待されるとも言えるが、本書は、わが国における国際司法裁判制度の画期的な研究書であるということができ、学界に対する大きな貢献として高い評価を受けるに値するものと認められる。

理学博士海部宣男氏の「星間物質の研究」に対する授賞審査要旨

ここで言う星間物質とは、暗黒星雲などの星間雲であり、これらは低温であるから可視光線を出さない。しかし、特にミリ波帯における宇宙電波分光の手法によって観測され、そのなかでの新しい分子の発見、星間物質からの星形成、銀河系の構造、星間メーザ源などの研究に、最近注目すべき成果がえられている。

星間分子が発見されたのは一九六八年ごろで、海部宣男氏は赤羽賢司、森本雅樹氏らとともに、未開拓であったミリ波帯での分光観測やその装置開発に乗り出し、一九七〇年にミリ波用の口径六mの望遠鏡を建設した。そこで海部氏が開発に力を注いだのは音響光学型分光計である(一九七七)。

研究面で先ず海部氏は、O₂分子スペクトルの観測から、銀河系中心部で回転しつつ高速度で膨張するリング状の星間分子の雲を発見し、銀河系中心核における高エネルギー現象の存在の最初の観測的証拠を示した(一九七二)。

次に海部氏は、アメリカ電波天文台に滞在中、Snyder氏が